

(一社) 新潟県自動車整備振興会 令和3年度事業計画

総論

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済や国民生活等、あらゆる分野で甚大な影響を受けました。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない状況下、令和3年度の我が国の経済は、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ」に基づく各種施策等の実施により回復基調が維持されるものと思われませんが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を下回る状態が長期化する見込みとされています。

このような中、令和2年の全国新車販売台数（登録自動車・軽自動車の合計）は、459万8千台でした。

令和元年に消費税増税の影響と見られる販売低迷時期があり、その反動と思われる対前年比増の期間もありましたが、新型コロナウイルス禍による営業活動自粛などの要因から販売が低迷し、4年ぶりに500万台を割り込みました。

販売車種を見てみますと、電動機付車両が着実に普及しているとともに、本年11月以降の新型乗用車に衝突被害軽減制動装置の装着が義務付けられる等、安全運転支援システム搭載車が益々広がりを見せています。

また、整備需要の基盤である自動車保有台数は、我が国における構造的人口減少等の要因により減少傾向を辿っています。

一方、総整備売上高は令和2年度の自動車分解整備業実態調査によりますと、5兆6,561億円となり、前年度と比較すると345億円増（0.6%増）と4年連続で増加しました。

このような状況にあって、整備業界は保有台数の減少や自動車の耐久性向上等から、特に車検整備の分野において大きな伸びを期待することができないことに加え、事業者間の顧客獲得競争が激しさを増しており、サービスの充実と新たな視点に立った整備需要の開拓が求められています。更に、昨年施行された特定整備制度への対応や、車検証の電子化やOBD検査等の新たな制度への対応、喫緊の問題となっている労働者の採用難・事業承継への対応なども同時に求められることから、整備業界を取り巻く環境は、益々高度化、複雑化するとともに、引き続き厳しい状況にあります。

このため、「自動車整備業のビジョンⅡ」に示された整備技術力の強化、CS（顧客満足度）向上による入庫・売上の拡大、健全な経営の実践などの取組みを引き続き推進し、

厳しい経営環境や状況の変化にも機敏に対応できる企業体質に変革することが望まれます。

以上のような整備業界を取り巻く諸環境を踏まえ、当整備振興会は会員の視点に立ち、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指して、経営基盤の確立と活性化を基本として新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとりながら次の諸事業を推進して参ります。

また、昭和27年（1952年）1月に、運輸大臣から認可を受け「社団法人 新潟県自動車整備振興会」が設立されてから、令和4年（2022年）1月に創立70周年の節目を迎えることから、記念誌の発行を行うこととします。

自動車使用者の保守管理意識の醸成と自動車点検整備の促進に関する事業としては、自動車ユーザーに高度化、複雑化する自動車の定期点検整備の必要性に係る認知度向上と保守管理意識の高揚を図るため、新聞、テレビ等を活用して広報するとともに、点検トキめきキャンペーン及びマイカー点検教室を柱とする「マイカー点検キャンペーン」の実施に加え、行政主導で実施される自動車点検整備推進運動への参画等を通じて、点検整備の重要性を自動車ユーザーに啓蒙・喚起して参ります。

また、自動車検査証備考欄に記載されている点検整備実施状況についてのテレビCMによる啓発活動を引き続き行うこととします。

更に、自動車ユーザーからの整備相談については、自動車整備相談所を適切に運営し、相談者の理解が得られるようわかり易い応対に努めて参ります。

これらを踏まえ、具体的には次の事業項目に取り組んで参ります。

- (1) 点検整備の必要性と保守管理意識高揚のための広報活動の充実
- (2) マイカー点検教室及びマイカー無料点検の実施
- (3) 点検トキめきキャンペーンの実施
- (4) 自動車点検整備推進運動への参画
- (5) 車検証備考欄の点検整備実施状況記載の広報
- (6) 自動車点検・整備及び整備事業に関する相談への対応

交通安全、環境保全及び犯罪防止に関する事業としては、行政主導で実施される不正改造車排除運動や全国交通安全運動・新潟県交通事故防止運動等の取組みに協力するとともに、これらの運動の一環として実施される街頭検査への協力並びに、地元警察等と連携したマイカー点検サービスを実施して、整備不良車、不正改造車、車検未実施車等の排除に努めます。また、「こども・高齢者110番」事業を引き続き実施します。

環境保全対策については、整備業界のCO₂削減に向けた取組みを引き続き推進すると

ともに、環境対策及び循環型社会の形成に向けた取組みを顕彰する、環境に優しい整備事業場表彰制度についての表彰推薦を積極的に行い、環境保全に対する意識の高揚に努めます。また、認証工場（指定を除く）の排出ガステスターの校正業務を引き続き実施します。

その他、自動車リサイクル・リユース部品の利活用促進、自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストによる使用済自動車の適正処理の推進等に貢献して参ります。

これらを踏まえた事業項目は、次のとおりです。

- (1) 整備不良車、不正改造車等を排除する取組み（街頭検査等）への協力と実施
- (2) 「こども・高齢者 110 番」事業等を通じた犯罪防止への協力
- (3) 交通安全に係る諸施策への協力
- (4) 排出ガステスターの校正業務
- (5) 整備事業場におけるCO₂削減の推進と環境に優しい自動車整備事業場等表彰制度に基づく表彰推薦
- (6) 自動車リサイクル・リユース部品の利活用促進
- (7) 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理の推進

自動車整備士の養成等に関する事業としては、職業能力開発促進法に基づく助成制度の活用等による整備技術講習所の設備及び教育内容の一層の充実に努めながら、一級、二級、三級、車体、電装整備士の講習を新型感染症予防対策を講じて実施するとともに、一級小型自動車整備士試験をはじめとする自動車整備技能登録試験を適正に実施します。

また、日整連から外国人自動車整備技能実習評価試験の実施依頼があったときは、適正かつ円滑に実施します。

これらを踏まえ、具体的には次の事業項目に取り組んで参ります。

- (1) 自動車整備士二種養成施設における認定職業訓練事業としての整備士養成講習の実施
- (2) 自動車整備技能登録試験の実施と自動車整備士技能検定試験（国家試験）への協力
- (3) 外国人自動車整備技能実習評価試験の実施

業界振興・活性化に関する事業としては、「自動車整備業のビジョンⅡ」に示された取組みを引き続き推進することとし、CS向上と入庫拡大に資する観点から「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」及びスキャンツールでの診断結果をお客様に提示する「コンピュータ・システム診断結果シート」、ハイブリッド車・電気自動車の推奨点検項目を

記録簿化した「HV・PHV・EV向け推奨点検チェックシート」並びに自社の経営状況を簡易診断する「経営自己診断システム」の普及促進を図ります。

整備士確保対策については、当会青年部の協力を得て独自に作成した、自動車整備業界紹介パンフレットを配付すると共に、行政当局と引き続き連携を図りつつ、高校へのPR活動を展開する他、職場体験の実施状況等について情報収集を行って参ります。又、小・中学生など低年齢層への整備業の認知度向上活動に取り組みます。

当会ウェブ・サイトに開設している「自動車整備士求人情報掲示板」に会員事業場の求人情報を引き続き掲載します。

また、整備事業の役立ち情報を即座に送信するメールマガジンは、様々な機会を捉えて普及と利用促進を呼びかけて参ります。

これらを踏まえ、具体的には次の事業項目に取り組んで参ります。

- (1) 総合的なユーザー向け提案・説明用資料の普及促進
- (2) お客様説明用コンピュータ・システム診断結果シート及びHV・PHV・EV向け推奨点検チェックシートの普及促進
- (3) 経営自己診断システムの活用の推進
- (4) 当会作成の業界紹介パンフレット等を使用した整備士確保対策の推進
- (5) 子供や家族対象の「職業体験型イベント」等への協力
- (6) 「自動車整備士求人情報掲示板」の活用
- (7) 整備需要の動向把握と需要掘り起こし
- (8) 機関紙「NASPAニュース」の編纂と発行
- (9) 当会ウェブ・サイトを利用した研修・講習の開催情報、放置駐車違反金滞納車情報等の提供
- (10) メールマガジンの配信と普及促進

整備事業の健全化に関する事業としては、自動車ユーザーの整備事業に対する理解と信頼を高めるため、整備料金・整備内容の適正化を進めるとともに、車検整備等に関する表示の適正化等についても消費者保護の観点に立って対応して参ります。

また、整備事業者におけるコンプライアンス（法令遵守）について、更なる維持・徹底を図るため、引き続き、整備主任者法令研修、自動車検査員研修（運輸支局主催）及び事業場管理責任者研修を新型感染症予防対策を講じて実施するとともに、運輸局との間に設けられた「自動車整備事業に係る監査・指導連絡会議」における情報交換を通じて、整備事業の課題を整理し法令遵守の向上に向けた取組みをより一層推進します。加えて、整備事業者が相互の事業場を訪問して適正化推進の状況調査を行う、いわゆる相

互点検を地域協議会の協力のもとに実施します。

また、昨年4月に施行された、特定整備制度（電子制御装置整備認証）に会員各位がスムーズに移行できるよう、整備主任者資格取得講習の開催等、引き続き各般の対応を推進します。

車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可研修を引き続き開催するとともに、一括申請を希望する事業者の取り纏め事務を行います。

なお、各地域協議会あるいは青年部会等が自主的に企画・実施する研修・講習等にも積極的に協力し、業界の活性化に寄与して参ります。

これらを踏まえ、具体的には次の事業項目に取り組んで参ります。

- (1) 「特定整備制度」施行に伴う各般の対応
- (2) 整備料金・整備内容の適正化と消費者保護の徹底
- (3) 改正自動車整備関係法令・通達等の情報の収集と提供
- (4) 整備主任者法令研修、自動車検査員研修及び事業場管理責任者研修の実施等によるコンプライアンス（法令遵守）の向上の推進
- (5) 整備事業者における相互点検の実施
- (6) 車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可制度への対応
- (7) 業界の実態調査と健全化のための情報発信
- (8) 地域協議会等が企画・実施する研修、講習等への協力

整備技術の向上に関する事業としては、高度化した自動車の整備技術の修得を目的に、新技術を搭載した教材車両により、整備主任者技術研修を新型コロナウイルス予防対策を講じて実施します。

更に、実用かつ高度な診断技術力を会得するスキャンツール活用研修（応用研修等）を引き続き実施するとともに、先進環境対応車や「サポカー、サポカーS」等の安全運転支援システム搭載車が増加する中で、ユーザーに新技術対応工場であることを認知してもらうための、コンピュータ・システム診断認定店の普及拡大にも努めます。

日整連の整備情報サイトF A I N E Sについては、電子制御装置整備事業の認証基準として求められる「情報を入手できる体制」を満たすことを踏まえ、性能や機能の充実をPRしつつ加入促進を図ります。

自動車整備技術者認定資格制度による整備技術コンサルタント及び整備技術スーパーアドバイザーについては、今後さらに有資格者を育成して、業界全体の社会的評価と自動車整備士の地位の向上に努めて参ります。

これらを踏まえ、具体的には次の事業項目に取り組んで参ります。

- (1) 整備主任者技術研修の実施
- (2) スキャンツール活用研修（応用研修等）の実施と受講促進
- (3) コンピュータ・システム診断認定店の普及拡大
- (4) F A I N E Sによる技術情報等の提供と加入促進
- (5) 「自動車整備技術者認定資格制度」による整備技術コンサルタント及び整備技術スーパーアドバイザー資格の普及
- (6) 自動車整備技術に係る相談への対応
- (7) 日整連主催の技術研修指導員講習会への職員派遣

自動車の検査、登録、届出等の行政事務への協力等に関する事業としては、引き続き、上越及び佐渡出張検査場を維持・管理するとともに、行政事務等の円滑な実施及び会員の利便に資するため、インターネット車検予約システムの運営・管理、回送運行許可申請に際し必要な整備振興会会員であることを証する書面の発行、関係帳票類の販売等を行います。

また、国が主導する継続検査ワンストップサービス（O S S）については、当会に設置された日整連支部の業務運営に協力するとともに、電子保適証の普及等O S S化に伴って派生する諸課題に適切に対応して参ります。

加えて、いわゆる車検証の電子化やO B D検査に関する動向について情報収集等を行います。

これらを踏まえ、具体的には次の事業項目に取り組んで参ります。

- (1) 出張検査場の維持・管理
- (2) インターネット車検予約システムによる検査予約の適正な管理
- (3) 自動車の検査等に関する帳票類の販売と管理
- (4) 自動車の検査等に使用する印紙類の売り捌き
- (5) 回送運行許可制度の運用に係る協力
- (6) 自動車損害賠償責任保険の代理店業務の実施
- (7) 日整連支部の継続検査O S S代理申請業務への協力
- (8) 新潟県自動車標板協会の封印施封業務を封印分室として協力
- (9) 車検証の電子化、O B D検査等に関する動向の情報収集

組織等の円滑な運営に関する事業としては、定款に定める会議をはじめ地域協議会長会議、各種委員会・部会等を新型感染症予防対策を講じて開催し、事業の推進に努めます。また、日整連、北陸信越ブロック自動車整備連絡協議会の各種会議等に出席・参加

して情報収集及び意見提出を行い、当会の事業運営に反映するほか、一般社団法人移行に伴って策定した公益目的支出計画の確実な実施を図り、法人運営の適正かつ円滑な推進に努めます。

なお、政治関連の課題についても、新潟県自動車整備政経懇話会と連携しながら対処して参ります。

これらを踏まえ、具体的には次の事業項目に取り組んで参ります。

- (1) 総会、理事会、地域協議会長会議、各種委員会・部会等の開催
- (2) 会員組織との連携と情報交換による相互啓発
- (3) 公益目的支出計画の確実な実施
- (4) 日整連総会、同理事会、同全国専務理事会等への出席・参加
- (5) 北陸信越ブロック自動車整備連絡協議会での情報交換の実施
- (6) 自動車関係団体との相互情報交換と講習・研修会等参加による情報収集
- (7) 表彰規程に基づく会長表彰の実施
- (8) 自動車の安全確保・公害防止の実施事業に係る本会所有施設等の賃貸事業の実施
- (9) 新潟県自動車整備商工組合の委託による商工組合業務の取扱い